

各府省等の女性の採用目標

※各府省等の取組計画に記載(平成28年4月1日現在)

	目 標	(参考) 現状値 (平成28年4月1日)
政府全体の目標	(第4次男女共同参画基本計画) ・ 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合: 30%以上(毎年度) ・ 国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合: 30%以上(毎年度)	34.5%
内閣官房	平成29年度以降についても、引き続き 政府が掲げる目標に準ずる こととし、これを確実に達成する。	20.0%
内閣法制局	女性の採用について、当局は、小規模組織であることから、男女を問わず、毎年度、定期的に採用を行うわけではなく、また、採用を行ったとしてもその採用数は1名程度にとどまることが多いことから、単年度の目標設定は困難であるが、 毎年度30%を目指しつつ、計画期間全体を通じた目標を30% とする。	50.0%
内閣府	国家公務員試験合格者からの女性の採用については、同試験合格者に占める女性の割合に留意しつつ、国家公務員採用試験及び国家公務員採用総合職試験からの女性の採用割合がいずれも 35%以上 になることを目標とする。	44.2%
宮内庁	平成28年度以降についても、引き続き 政府が掲げる目標に準ずる こととし、これを確実に達成する。	41.7%
公正取引委員会	引き続き、積極的に女性を採用していくこととし、毎年度 30%を超える ことを目標とする。	44.4%
国家公安委員会 (警察庁)	組織全体として女性職員の増加を目指すこととし、警察庁内部部局及び科学警察研究所において国家公務員採用試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が総じて 30%以上 となるよう努める。 また、附属機関(科学警察研究所を除く。)及び地方機関において国家公務員採用試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が総じて 20%以上 となるように努める。 さらに、警察庁における国家公務員採用総合職試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が毎年度 30%以上 となるように努める。	26.0%
金融庁	平成28年度から平成32年度を通じた女性職員の新規採用については、第4次男女共同参画基本計画において「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で毎年度30%以上とする」とされていることや、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、引き続き、人物本位の選考により、意欲ある有為な女性の採用に努める。	48.4%
消費者庁	毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 50%程度 とすることを目標とする。またその中で、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を 33.3%以上 とする。	100.0%
総務省	女性の採用目標については、各年度末時点における国家公務員採用総合職試験及び一般職試験による当該年度10月以降に採用された者及び採用予定の者に占める女性の割合を 30%以上 とする。	39.9%
法務省	○ 法務省全体の国家公務員採用試験(男女別々に実施する試験等を除く。)からの採用者に占める女性の割合 毎年度 30パーセント以上 ○ 国家公務員採用総合職採用試験からの採用者に占める女性の割合 毎年度 30パーセント以上	40.7%
外務省	平成29年度以降の採用について、国家公務員採用試験に占める女性の割合に関する政府目標、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、能力・適正本位による採用を原則とし、当省の採用者に占める女性の割合を 30%以上 とすることを目指す。	44.1%

	目 標	(参考) 現状値 (平成28年4月1日)
財務省	平成28年度から平成32年度を通じた女性職員の採用に関しては、基本計画における「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30%以上とすること」との目標や、府省全体の女性職員の割合及び採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、人物本位の選考により、意欲ある有為な女性の採用に努めるものとする。	35.0%
文部科学省	平成28年度の国家公務員採用試験からの採用者及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合の目標をそれぞれ 40%以上 とし、翌年度以降も維持するよう努める。	53.1%
厚生労働省	平成28年度以降についても引き続き 30%以上 とし、これを確実に達成する。	37.7%
農林水産省	国家公務員採用試験(準ずる試験を含む)からの採用者に占める女性の割合を、引き続き、毎年度 35%以上 とすることを目標とする。	38.2%
経済産業省	国家公務員採用試験からの採用においては、第4次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、試験合格者に占める女性の割合に留意しつつ、引き続き、女性の採用割合が 30%以上 となるよう努める。	40.8%
国土交通省	毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合をそれぞれ 30%以上 とするよう努めます。	26.2%
環境省	採用者全体に占める女性の割合が全体として 35%以上 となることを目標に、各年度の採用者に占める女性の割合について、総合職、一般職のそれぞれに関して、35%を下らないように努める。	43.8%
原子力規制委員会	新規職員の採用については、第4次男女共同参画基本計画に定める政府全体の目標を踏まえ、行動計画期間中における毎年の国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 30% とする。ただし、現在の状況に鑑み、段階的に平成30年度までに国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 20% とすることを目標とする。	43.8%
防衛省	(ア)女性事務官等 国家公務員採用試験及び防衛省専門職員採用試験の採用者に占める女性の割合について平成28年度以降については、政府全体の目標を踏まえ、 30%以上 を目標とし、その達成に努める。 (イ)女性自衛官等 「2030年までに全自衛官に占める女性割合を9%以上」とすることを目標に、引き続き女性自衛官等の積極的な採用を図る。平成29年度以降については、職務の特殊性、今後の募集環境等を踏まえ、採用者に占める女性の割合を 10%以上 を目標として、必要な施設整備等を行い、その達成に努める。	28.7%
人事院	女性の採用の拡大に向けて、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合については、第4次基本計画を踏まえ、次の通り目標(毎年度)を定める。 ア 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合 30%以上 イ 国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性割合 30%以上	42.3%
会計検査院	28年度以降についても、引き続き、本院における国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について、政府全体での目標である 30%以上 を達成する。	48.6%

(注) 「現状値」の数値は、国家公務員採用試験(総合職・一般職・専門職)からの採用者に占める女性の割合である。